

# 浄化槽整備事業補助金交付提出書類及びフロー図

設置者	浄化槽設置届書	3部	・ 浄化槽設置届書 受付後、1部設置者に返信。1部県（建設事務所）に送付。 町は5日以内に審査
	合併浄化槽設置計画書	1部	・ 合併浄化槽設置計画書

設置者	補助金交付申請書 (※浄化槽を設置する前に、必ず提出して下さい。)	1部	・ 補助金交付申請書
			・ 審査機関経過後の浄化槽設置届(表紙)の写し
			・ 又は建築確認通知書の写し
			・ 設置場所への案内図
			・ 撤去前の浄化槽、又は汲取り便槽の位置図及び写真
			・ 登録証の写し
			・ 登録浄化槽管理票(C票)
			・ 浄化槽整備士免状の写し
・ 工事請負書契約書の写し			
・ 合併処理浄化槽設置に要する見積書の写し			
・ 住宅棟を借りている方は貸人の承諾書			

町	補助金交付決定通知書	申請内容を審査し現場確認をした後に、町が決定する
---	------------	--------------------------

設置者	変更承認申請書 (※申請内容の変更・事業の中止等の場合)	1部	・ 変更承認申請書
			・ 変更内容が解る書類

設置者	実績報告書 (※事業完了後、1ヵ月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに必ず提出して下さい。)	1部	・ 実績報告書
			・ 浄化槽管理委託契約書の写し
			・ 法定検査依頼書(ハガキ)の写し(浄化槽法第7条及び第11条検査)
			・ 工事写真(施工状況を明らかにする写真)
			・ 工事請求書又は領収書の写し(内訳がわかるもの)
			・ 保証登録証
			・ 竣工図
			・ チェックリスト
・ 産業廃棄物管理票(E票)(撤去費が該当する場合)			

町	竣工検査	施工業者・設置者立会・町とで現場検査
---	------	--------------------

町	補助金額確定通知書	竣工検査終了後 ※検査により追加・修正書類があった場合は書類完備後
---	-----------	-----------------------------------

設置者	補助金交付請求書	1部	・ 補助金交付請求書
			口座名義氏名に必ず振り仮名をふる

町	補助金の振り込み	請求書到着後速やかに
---	----------	------------

## その他関係書類

設置者	浄化槽 <b>開始</b> 報告書	1部	・ 浄化槽開始報告書 浄化槽を使用開始した日から30日以内に提出してください。
設置者	浄化槽 <b>廃止</b> 報告書	1部	・ 浄化槽廃止報告書 浄化槽を廃止した日から30日以内に提出してください。 震災等に伴う環境省の解体撤去済みの場合は、わかる範囲で記入して下さい。

※ 注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書を提出する際に、既設の浄化槽等がある場合は、着工前の写真を添付して下さい。</li> <li>・ 着工予定日、事業完了予定日及び事業完了日を必ず記入して下さい。</li> <li>・ 工事請負契約書等の契約日を必ず記入して下さい。</li> <li>・ 施工経過写真は、作業状況やスケール等が解るように撮影し、余白に内容を記載して下さい。</li> </ul>
-----------------------	--